

平成30年2月26日開催

## 新庄市農業委員会第9回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成30年2月）議事録

1. 開催日時                   平成30年2月26日（月）10時00分
2. 開催場所                   新庄農業基盤管理センター
3. 出席委員（19名）

1番 浅沼 玲子	2番 今田 則雄
3番 丹 茂	4番 星川 吉和
5番 海藤 芳正	6番 笹 行也
7番 鶴巻 浩美	8番 間 真一
9番 須田 雄二	10番 高橋 敏行
11番 齋藤 謙二	12番 清水 哲夫
13番 佐藤 啓右	14番 下山 秀一
15番 星川 豊	16番 三原 康志
17番 佐藤 喜代志	18番 指村 貞芳
19番 森 良一	
4. 欠席した委員（0名）

## 5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名  
日程第 2 議案第 38 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
日程第 3 議案第 39 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
日程第 4 議案第 40 号 農用地利用集積計画について  
日程第 5 議案第 41 号 農用地利用配分計画案に対する意見について  
日程第 6 議案第 42 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定  
について  
日程第 7 報告第 26 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
日程第 8 報告第 27 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

## 6. 出席した事務局職員

局 長 三浦 重実 総務主査 鏡 彰広  
主 事 三宅 大輔

## 7. 総会議長

浅沼 玲子

## 8. 会議の概要

### ○議長

ただいまより、平成 29 年度新庄市農業委員会第 9 回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

### ○事務局長

現在の出席委員は 19 名でございます。従いまして、現に在任する委員の出席数が過半数を上回っておりますので、農業委員会法第 27 条第 3 項の規定により、本第 9 回総会が成立していることをご宣告申し上げます。では会長に議長をよろしくお願いいたします。

### ○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第 1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

<異議なしというものあり>

### ○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に 8 番間真一委員と 11 番齋藤謙二委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広君と三宅大輔君を

指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に日程第2、議案第38号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。  
それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第38号農地法第3条の規定による許可申請につきまして、新庄地区1番から八向地区1番までの10件につきまして議案書に基づきご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。ご審議の程何卒よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○13番

議案第38号、農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番、2月17日に調査しました。経営移譲年金受給の為であり、問題ありませんでしたのでよろしくお願いいたします。

○議長

それでは、次に新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○13番

新庄地区2番について、2月17日に調査確認しました。家族間のものであり、経営移譲年金受給のためのものであり、なんら問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

○議長

次に、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○5番

稲舟地区1番につきまして、2月21日に調査確認しました。同居家族の年金受給のための再設定という事で、問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

○議長

それでは、次に稲舟地区2番について調査報告をお願いします。

○14番

2月18日に両者にお会いしまして、調査いたしました。後ほど出てくる集積のほうで両者間で長年、複数年で契約して、耕作しているということも有りまして、今回のこの件につきましても妥当だと考えます。よろしくお願ひいたします。

○議長

それでは次に、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○11番

2月18日に調査確認しました。同一世帯の再設定であり問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長

それでは次に、萩野地区2番について調査報告をお願いします。

○4番

2月20日に電話確認しまして、年金受給のための再設定でありますので、問題なしと考えます。よろしくお願ひいたします。

○議長

それでは、萩野地区3番について調査報告をお願いします。

○4番

2月20日に電話確認しました。同一家族であり、△△△△さんが今年度より勤めを辞めて農家をするという事、畑を借りて野菜を栽培するという事でしたので、問題なしと考えます。よろしくお願ひいたします。

○議長

それでは、萩野地区4番について調査報告をお願いします。

○3番

2月19日に聞き取り調査いたしまして、譲渡人の△△△△さんと譲受人の△△さんは親戚同士でありまして、分家・本家の間柄でありまして、今回△△△△さんが本家の方に贈与するという形で譲渡すものでありますので問題ないと判断いたしました。

○議長

続きまして、萩野地区5番について調査報告をお願いします。

○3番

2月19日に聞き取り調査致しまして、この案件は新規になりますけど、前契約は農用地利用集積で貸し借りしておりました、今回農地法3条の方に切り替えたという事になりますので、再設定の同様に考えますので問題ないと判断いたしました。

○議長

続きまして、八向地区1番について調査報告をお願いします。

○12番

2月18日に調査確認しました。経営移譲年金受給の為の使用貸借権の再設定であり、問題なしと判断しましたので、よろしく願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第38号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第38号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第3、議案第39号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第39号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

はい。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果についてご報告を

お願いします。それでは新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○2番

議案第39号農地法第5条の規定による許可申請について新庄地区1番、2月19日に調査確認しました。事務局の説明どおり問題ありませんでしたので、よろしくをお願いします。

○議長

それでは、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○8番

稲舟地区1番について致します。2月20日に電話確認いたしました。この現場は昨年海藤班長、事務局山田氏、私と三名で現場確認し、聞き取り調査しております。事務局の説明どおり問題ないと判断しました。よろしくお願ひいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第39号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第39号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第40号農用地利用集積計画についてを上程します。

それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第40号農用地利用集積計画について、新庄地区1番から八向地区2番までの27件につきまして、議案書に基づきご説明いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)  
ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった、賃借権設定19件、賃借権移転7件、所有権移転1件について質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

ないようですので、それではお諮りいたします。議案第40号農用地利用集積計画については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第40号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第5、議案第41号農用地利用配分計画案に対する意見についてを上程します。ここで、須田雄二委員と森良一委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法第31条の規定により、退席いたします。暫時休憩します。

<「須田 雄二委員」「森 良一委員」退席>

○議長

休憩を解いて再開します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第41号農用地利用配分計画案に対する意見について、ご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

はい、どうもご苦労様でした。それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

ないようですので、それではお諮りいたします。議案第41号農用地利用配分計画案に対する意見については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第41号農用地利用配分計画案に対する意見については、原案のとおり可決決定されました。ここで、退席委員の入場を認めます。暫時休憩します。

<「須田 雄二委員」「森 良一委員」着席>

○議長

休憩を解いて再開します。次に日程第6、議案第42号農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定についてを上程します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第42号農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について、ご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

ないようですので、それではお諮りいたします。議案第42号農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>



○議長

異議なしと認めます。よって、議案第42号農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

それでは報告案件に入ります。

日程第7、報告第26号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

報告第26号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区1番から八向地区1番までの14件について、議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第26号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第26号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

次に日程第8、報告第27号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

報告第27号農地法第18条第6項の規定による通知について、稲舟地区1番から萩野地区4番までの5件につきまして、議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第27号農地法第18条第6項の規定による通知について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第27号農地法第18条第6項の規定による通知について、原案の通り可決承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これにて、新庄市農業委員会第9回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成30年 2月26日

新庄市農業委員会

議事録署名委員

議事録署名委員